

厚生年金保険被保険者期間の取扱いに係る関係通知の周知徹底について

平成21年11月25日

社会保険庁

【回復基準作業部会での指摘事項】

- 数年前の掛川社会保険事務所（静岡）での窓口対応において、担当職員が「厚生年金保険被保険者期間の疑義について」（昭和38年9月5日付け庁文発第8473号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知）及び「脱退手当金支給もれ期間に係る被保険者期間としての取扱いについて」（昭和50年8月20日付け庁文発第2171号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知）（以下「本通知」という。）の取扱いを認識していなかった。
- 上記において、担当職員は「厚生年金保険法令通達要覧」（新日本法規出版）を参照していたが、当該要覧には本通知が掲載されておらず、このことが本通知の取扱いを認識していなかった原因ではないか。
- 掛川社会保険事務所と同様に、本通知の取扱いを認識していない社会保険事務所が他にもあるのではないか。全国に取扱いを徹底すべき。
- なお、「厚生年金保険関係通達集」（社団法人全国社会保険協会連合会）には本通知が掲載されているが、本通知が掲載されていない他の事例として、「公的年金給付の総解説」（健康と年金出版社）には、本通知に関する記述が、ある時期から削除されているように思われるので、事実関係を確認すべき。

1 掛川社会保険事務所における状況

確認できた内容は、以下のとおり。

- 「数年前の掛川社会保険事務所（静岡）での窓口対応において、担当職員が本通知の取扱いを認識していなかった」とのご指摘について、当時におけるそのような窓口対応の事実を現時点で確認することはできなかった。

なお、現在は、担当部署は、本通知の存在及びその趣旨を十分認識し、対応しているところ。

- 「厚生年金保険法令通達要覧」について新日本法規出版に問い合わせたところ、本通知が掲載されていない経緯は確認できないが、これまでに加除を行った通知の中に本通知が含まれていないことから、平成7年の発行当初から掲載されていないと推測される旨の回答であった。

※ 社会保険事務所においては、「厚生年金保険法令通達要覧」とは別に、本通知が収録された「厚生年金保険関係通達集」も保有しているところ。

2 取扱いの周知徹底

- 脱退手当金における厚生年金保険被保険者期間の取扱いを徹底するため、平成21年11月19日付けで通知（別添参照。以下「新通知」という。）を発出したところ。（本通知を廃止し、改めてその取扱いを明確化。）
- 新日本法規出版に対し、「厚生年金保険法令通達要覧」への新通知（通知別添としている廃止となった昭和38年及び昭和50年通知を含む。）の掲載を依頼したところ。

3 その他

- なお、11月17日の回復基準作業部会でご指摘のあった「公的年金給付の総解説」についての現時点における確認状況は以下のとおり。
 - ・ 平成8年度版、12年度版、15年度版、17年度版及び20年度版においては、いずれにも本通知は掲載されていなかった。
 - ・ 「健康と年金出版社」に確認したところ、平成8年度版が初版である旨の回答を得ているので、当初から本通知が掲載されていなかったのではないか。
 - ・ 「健康と年金出版社」に対し、「公的年金給付の総解説」への新通知（通知別添としている廃止となった昭和38年及び昭和50年通知を含む。）の掲載を依頼したところ。

平成 21 年 11 月 19 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて

厚生年金保険の脱退手当金の支給に当たり、その計算の基礎とすべき被保険者期間の一部が把握できず、脱退手当金の計算の基礎から漏れた被保険者期間（以下「脱手未支給期間」という。）が生じた場合の取扱いについては、本人の意思を尊重した上で、できる限り被保険者期間として年金の受給権に結び付けることが望ましいこと等を踏まえ、下記により取扱いの明確化を図ることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、「厚生年金保険被保険者期間の疑義について」（昭和 38 年 9 月 5 日付け庁文発第 8 4 7 3 号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知）（別添 1）及び「脱退手当金支給もれ期間に係る被保険者期間としての取扱いについて」（昭和 50 年 8 月 20 日付け庁文発第 2 1 7 1 号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知）（別添 2）を廃止することとしたので申し添える。

記

- 1 脱手未支給期間が判明した場合においては、本人に意思確認を行った上で、原則として、判明した脱手未支給期間を従前の脱退手当金の計算の基礎とはせず、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入すること。
- 2 上記 1 にかかわらず、判明した脱手未支給期間を被保険者期間として存続しても年金受給権を満たさない可能性のある場合又は本人が脱退手当金の追加支給を希望する場合には、判明した脱手未支給期間を従前の脱退手当金の計算の基礎に算入し、従前の脱退手当金支給決定の更正を行うこと。

ただし、更正により従前の脱退手当金の追加支給を受ける権利が時効により消滅している場合には、当該期間を被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入すること。

- 3 従前の脱退手当金支給決定の更正に伴い本人が追加支給を受ける権利又は本人から過払金の還付を受ける権利については、脱手未支給期間を合算しないで支給決定を行った際の、当該支給決定通知書が本人に到達した日又は当該支給決定に基づいて支払いが行われた日の翌日から、会計法第三十条の規定による消滅時効が進行するものである。

○厚生年金保険被保険者期間の疑義について

昭和三十八年九月五日庁文発第八四七三号
社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長から
山口県労働民生部保険課長あて回答

本年七月二十二日保第一四二四号をもつて照会のあつた標記について、次のとおり回答する。

一 厚生年金保険の脱退手当金は、他の保険給付を受けることができない者であつて、一定の要件を備えている者に支給される給付であり、その請求は、制度からの完全な脱退を意味している。したがつて、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての被保険者期間はその計算の基礎とされるものであり、旧厚生年金保険法第二十四条第三項は、このような趣旨から設けられた規定である。

二 例示のように、厚生年金保険被保険者台帳の記号番号の重複等のため、被保険者期間の一部を把握できないで脱退手当金を支給したことが判明した場合は、その支給決定を更正すべきものである。

なお、その結果としての追加支払又は過払金の還付を受ける権利については、一部の被保険者期間を合算しないで支給決定を行つた際、当該支給決定通知書が本人に到達した日又は当該支給決定に基づいて支払いが行なわれた日の翌日から、会計法第三十条の規定による消滅時効が進行するものである。

厚生年金保険被保険者期間の疑義について

昭和三十八年七月二十二日保第一四二四号
山口県労働民生部保険課長から
社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長あて照会

管下山口社会保険事務所から通算老齢年金の受給資格の確認を申請した左記事例について、昭和三十七年十二月十日付け庁文発第五三六号をもつて脱退手当金を支給した場合には、通算もれの被保険者期間については、厚生年金保険法(旧法)第二十四条第三項ただし書の規定によつて、被保険者期間として合算されたい旨の意見を付されて確認通知がありました。が、旧法第二十四条第三項ただし書の規定は、脱退手当金を支給したときはその計算の基礎となつた被保険者期間を除外する規定であり、本例のように厚生年金被保険者証記号番号等の重複によつて被保険者期間の一部が通算もれのまま脱退手当金を支給していた場合はその通算もれの期間は、脱退手当金計算の基礎とならなかつたので、後日保険給付を行なうに当つてはその通算もれとなつていた被保険者期間を保険給付の計算の基礎より除外すべきではなく、通算の対象をすべきではないかと考えられますので、念のためさらに御教示をいただきたく照会します。

記

被保険者氏名

高光寅之助

厚生年金保険被保険者証記番号

山二〇一三〇二

被保険者期間

資格取得

資格喪失

備考

昭一九	六	一	昭二一	八	一五	通算もれの被保険者期間
昭三一	一二	二五	昭二三	一	一	脱退手当金支給の計算期間
昭二九	一	一	昭三七	四	一	

○脱退手当金支給もれ期間に係る被保険者期間としての取扱いについて

昭和五〇年八月二〇日庁文発第二二七二号
社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長
から、都道府県民生主管理部(局)保険課(部長)
あて通知

脱退手当金の支給に当たりその計算の基礎とすべき被保険者期間の一部が把握できず、脱退手当金の計算の基礎からもれた被保険者期間(以下「脱退未支給期間」という。)が生じた場合の取扱いについては、それが判明したときに従前の脱退手当金支給決定を更正することとしているところであるが、このような脱退手当金支給決定の更正により従前の脱退手当金の追加支給を受ける権利が時効により消滅した後に当該脱退未支給期間のあることが判明した場合には、当該脱退未支給期間については、従前の脱退手当金支給決定が更正されても実態的に何の保険給付も受けられないこととなり、その取扱いの是正を強く要請されているところである。

また、社会保険審査会においても、厚生年金保険法の立法の趣旨からできるだけ被保険者期間が年金の受給権に結びつくことが望ましいところから、先般、このような脱退未支給期間について従前の脱退手当金の支給の計算の基礎とはせずに被保険者期間として(通算)老齢年金の支給の計算の基礎に算入すべきである旨の採決が行われたところである。

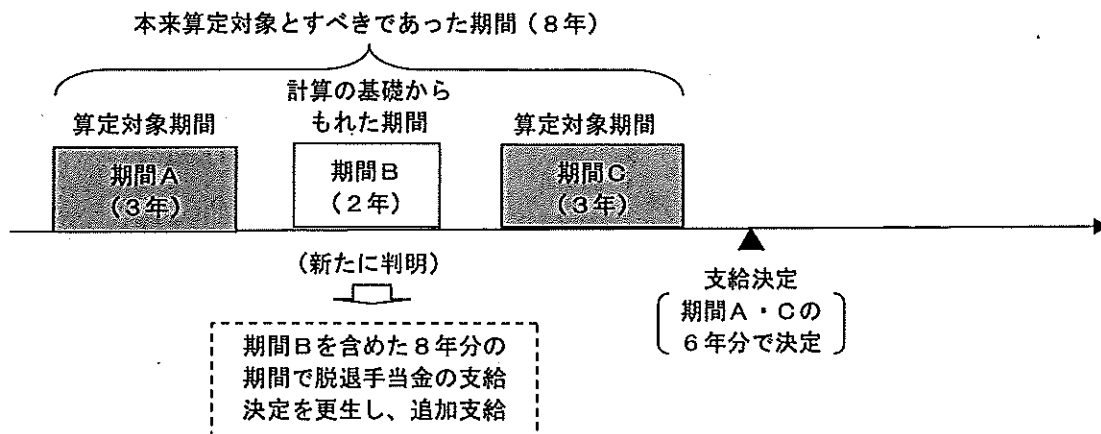
このため、今後脱退未支給期間の取扱いについては、消滅時効により実態的に何の保険給付も受けられない場合に限り本人の申請に基づき従前の脱退手当金の計算の基礎とはせずに被保険者期間として存続させ、その他の保険給付の計算の基礎に算入することとしたので、その趣旨に留意のうえ遺憾のないよう取扱われたい。

脱退手当金に係る取扱いについて

- 1 脱退手当金を支給する場合、過去のすべての被保険者期間がその計算の基礎とされるものであることから、被保険者期間の一部を把握できずに脱退手当金を支給したことが判明した場合は、その支給決定を更生すべきものである。

* 昭和38年9月5日付け庁文発第8473号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知

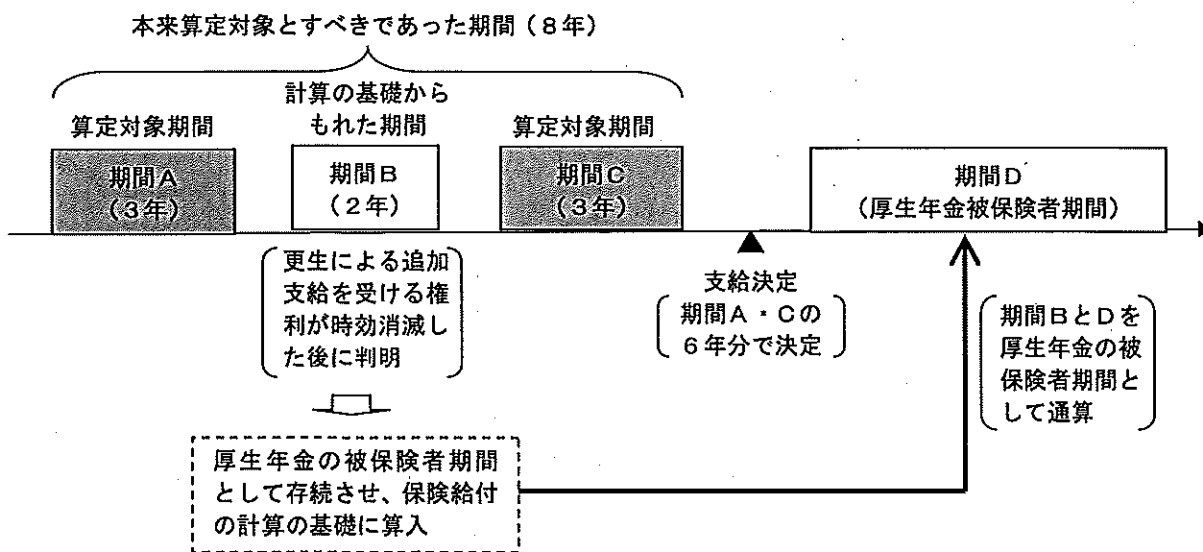
(例)



- 2 厚生年金保険法の立法の趣旨から、できるだけ被保険者期間が年金の受給権に結びつくことが望ましいことから、脱退手当金支給決定の更生により従前の脱退手当金の追加支給を受ける権利が時効により消滅した後に計算の基礎からもれた被保険者期間があることが判明した場合には、時効により実態的に何の保険給付も受けられない場合に限り、本人の申請に基づき、当該期間を従前の脱退手当金の計算の基礎とはせずに被保険者期間として存続させ、その他の保険給付の計算の基礎に算入する。

* 昭和50年8月20日付け庁文発第2171号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知

(例)



昭和29年以前の脱退手当金裁定請求書様式

脱退手当金請求書

被保険者又は被保険者であった者	氏名	昭和 年 月 日生	
	住所		
被保険者番号 記号及び番號	記号	昭和 年 月 日	番號
	番號		第 號
最後に被保険者の資格を喪失した年月日	昭和 年 月 日		
最後に被保険者として使用せられた事業所	名稱	所在地	
法第七十二條第一項若しくは第三項又は法附則第四條第一項の規定に該当する者 第一項の規定に該当する者 たる旨			

郵便希
便局名

右により金額を請求する。

昭和 年 月 日

都道府県知事

殿

請求者氏名

備考

本請求書には次の書類を添付すること
法第七十二條第一項若しくは第三項又は法附則第四條第一項の規定に該当する旨記載した書面及びその
可及的なるものがあるもの等の年報目録に關する市町村長の證明書又は戸籍の謄本。

(三) 女子に對する特別附則脱退手当金の請求

この請求書には昭和二十二年法律第四十五號附則第七條に該當する旨を前二號の脱退手当金請求書に附記され
たものがある。

昭和36年以前の脱退手当金裁定請求書様式

脱退手当金裁定請求書

① 氏名・印 ふりがな	○	明治 年 月 日生 ②大正 年 月 日生 昭和 年 月 日生
③ 住 所		
被保険者台帳の記号番号	第 号	
④よくわからないときは、はじめて被保険者として使用された事業所	名 称	所在地
⑥最後にこの保険をやめた日	昭和 年 月 日	
⑥最後に被保険者として使用された事業所	名 称	所在地
⑦現在厚生年金保険又は船員保険の被保険者ですか	被保険者である ・ ない	
⑧かつて船員保険の被保険者であったことがありますか	あ る ・ な い	
⑨厚生年金保険の障害年金証書をもっていますか	もらっている ・ いない	
もらっているときは、その障害年金証書の記号番号	第 号	
いままでに厚生年金保険の障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがありますか	あ る ・ な い	
⑩あるときは、その障害年金又は障害手当金の額	円	
障害年金であれば、その支給を受けた期間	昭和 年 月から昭和 年 月まで	

様式第二十四号（規則第七十七条）

（日本標準規格B5）

昭和 年 月 日提出

記入上の注意

（裏 面）

- ②、⑦～⑩は、該当する文字を○印で囲んで下さい。
- ④の被保険者台帳の記号番号は、被保険者証に書いてあります。
- この請求書に添えなければならない書類
 - 1 被保険者証（被保険者証を添えることができないときは、その事由書）
 - 2 男子及び昭和29年5月1日前に資格を喪失し、その後被保険者となることがなかった女子に限り、生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍抄本

昭和61年以前の脱退手当金裁定請求書様式

脱退手当金裁定請求書

①氏名	⑩	明治 ②大正 昭和	年	月	日生
ふりがな					
③住所					
被保険者台帳の記号番号	第		号		
④よくわからないときは、はじめて被保険者として使用された事業所	名称				
	所在地				
⑤最後に厚生年金保険をやめた日	昭和	年	月	日	
⑥最後に被保険者として使用された事業所	名称				
	所在地				
⑦現在厚生年金保険又は船員保険の被保険者ですか	被保険者である・ない				
⑧現在他の制度から老齢退職年金給付又は通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けていますか	もらっている()・いない				
⑨厚生年金保険の障害年金証書をもっていますか	もらっている・いない				
もらっているときは、その障害年金証書の記号番号	第		号		
いまままでに厚生年金保険の障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがありますか	ある・ない				
⑩あるときは、その障害年金又は障害手当金の額					円
⑪障害年金であれば、その支給を受けた期間	昭和	年	月	から	昭和
⑫現在医師又は歯科医師の診療を受けていますか	いる()・いない				
⑬加制度の名称及び加入している又は現在の公的年金	公的年金制度の名称 (よくわからないときは勤務した事業所名)	期 間			
		昭和	年	月	から昭和
		昭和	年	月	から昭和
		昭和	年	月	から昭和
		昭和	年	月	から昭和
		昭和	年	月	から昭和
		昭和	年	月	から昭和

様式第二十四号(規則第七十七条)

(日本標準規格B5)

昭和 年 月 日 提出

(裏 面)

記入上の注意

- ②、⑦～⑩は、該当する文字を○印で囲んで下さい。
- ④の被保険者台帳の記号番号は、被保険者証に書いてあります。
- ⑧の老齢・退職年金又は通算老齢年金若しくは通算退職年金が得るのは、次の制度です。したがって⑧の()には該当するこれらの制度の名称を記入して下さい。
- 1 国民年金
- 2 厚生年金保険
- 3 船員保険
- 4 国家公務員共済組合
- 5 市町村職員共済組合
- 6 私立学校教職員共済組合
- 7 公共企業体職員等共済組合
- 8 農林漁業団体職員共済組合
- 9 地方公務員の退職年金制度
- 10 恩給法による恩給制度
- 11 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金又は養老年金制度
- 12 鉄道貨運規則による恩給制度
- 13 旧外地関係及び旧陸海軍関係共済組合の退職年金制度
- ⑫の()には、傷病名を書いて下さい。
- ⑬の公的年金制度とは、上記1から9までの制度をいいます。
- この請求書に添えなければならない資料
- 1 被保険者証(被保険者証を添えることができないときは、その事由書)
- 2 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

昭和61年以降の脱退手当金裁定請求書様式

厚生年金保険脱退手当金裁定請求書

平成 年 月 日提出

ふりがな		②	明治・大正・昭和	年	月	日				
① 氏名・印		③ 生年月日								
③ 住所	郵便番号	電話 ()								
年金手帳の記号番号				第 号						
④ はじめて被保険者として使用された事業所		名称								
		所在地								
⑤ 最後に厚生年金保険をやめた日				昭和	年	月	日			
⑥ 最後に被保険者として使用された事業所		名称								
		所在地								
⑦ 現在、厚生年金保険又は船員保険の被保険者ですか				被保険者で ある・ない						
⑧ 現在他の制度から老齢、退職年金給付又は通算老齢年金若しくは通算退職年金をうけていますか				うけている () ・ いない						
⑨ 厚生年金保険の障害年金をうけていますか				うけて いる・いない						
⑩ いままで厚生年金保険の障害年金又は障害手当金又は脱退手当金の支給を受けたことがありますか				ある・ない						
⑪ あるときは、その障害年金又は障害手当金又は脱退手当金の額				円						
⑫ 障害年金であれば、その支給を受けた期間				昭和	年	月から	昭和	年	月まで	
⑬ 現在医師又は歯科医師の診療をうけていますか				いる (病名) ・ いない						
公的年金制度の名称				期 間						
かつて加入し又は現在加入している	事業所の名称	事業所の所在地	昭和		年		月から	昭和	年	月まで
			昭和		年		月から	昭和	年	月まで
			昭和		年		月から	昭和	年	月まで
			昭和		年		月から	昭和	年	月まで
			昭和		年		月から	昭和	年	月まで
			昭和		年		月から	昭和	年	月まで
			昭和		年		月から	昭和	年	月まで
最後に被保険者として使用された事業所での健康保険の記号番号		記号	番号	社会保険業務センター 被保険者資格期間照会						
健康保険組合の整理番号				年 月 日						
銀行振込を希望するときは銀行名、口座番号を記入して下さい	払込希望銀行又は郵便局	銀行支店郵便局	預金種別	普通	預金通帳の口座番号		金融機関の証明			
				当座			印			

添付書類 1. 生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍抄本

2. 年金手帳(被保険者証)を添えることができないときは、その理由書

厚生年金保険脱退手当金裁定件数及び裁定金額

(単位：人及び千円)

	裁定件数	裁定金額
昭和21年度	581,563	91,642
昭和22年度	342,003	108,209
昭和23年度	212,421	136,827
昭和24年度	84,813	276,814
昭和25年度	88,206	588,581
昭和26年度	87,730	837,730
昭和27年度	89,177	1,164,532
昭和28年度	105,680	1,806,805
昭和29年度	160,783	2,559,705
昭和30年度	204,985	2,620,217
昭和31年度	188,522	2,295,379
昭和32年度	215,293	2,661,588
昭和33年度	246,413	3,204,455
昭和34年度	244,366	3,142,155
昭和35年度	250,293	3,337,019
昭和36年度	252,482	3,635,428
昭和37年度	280,694	4,398,405
昭和38年度	290,308	4,967,536
昭和39年度	254,743	5,091,780
昭和40年度	271,849	5,717,914
昭和41年度	275,406	6,094,070
昭和42年度	271,589	6,772,833
昭和43年度	261,151	7,328,700
昭和44年度	219,072	6,906,996
昭和45年度	186,051	6,619,877
昭和46年度	161,233	6,380,055
昭和47年度	125,350	5,538,010
昭和48年度	80,907	3,988,234
昭和49年度	61,179	3,347,956
昭和50年度	45,718	2,835,561
昭和51年度	30,589	2,152,477
昭和52年度	21,067	1,649,523
昭和53年度	12,186	1,058,887
昭和54年度	5,146	469,139
昭和55年度	3,582	358,975
昭和56年度	2,782	307,453
昭和57年度	2,447	285,940
昭和58年度	2,358	295,867
昭和59年度	2,525	326,168
昭和60年度	3,012	418,916
昭和61年度	4,791	779,009
昭和62年度	4,269	670,531
昭和63年度	4,411	717,637
平成元年度	4,510	751,513
平成2年度	4,746	828,835
平成3年度	4,939	871,333
平成4年度	6,154	1,105,169
平成5年度	9,291	1,637,972
平成6年度	10,111	1,906,754
平成7年度	10,948	2,158,734
平成8年度	12,335	2,597,842
平成9年度	14,148	3,098,392
平成10年度	15,280	3,632,720
平成11年度	15,840	3,929,426
平成12年度	16,177	4,118,093
平成13年度	14,213	3,671,077
平成14年度	12,587	3,182,018
平成15年度	11,992	2,941,654
平成16年度	10,999	2,464,431
平成17年度	9,464	2,092,673
平成18年度	7,935	1,604,690
平成19年度	8,975	1,443,728
合 計	6,439,789	157,982,589